

川越市理容師法施行細則及び川越市美容師法施行細則の一部 改正（案）の概要について

平成30年1月

保健医療部 食品・環境衛生課

1 改正の趣旨

川越市理容師法施行条例及び川越市美容師法施行条例を一部改正し、理容所・美容所に属さない、専ら出張を行う理容師・美容師に対して平成30年4月1日から衛生講習会を義務付けることになりました。

このことに伴い、講習会に関する規定を追加するなどのため、川越市理容師法施行細則及び川越市美容師法施行細則の一部改正をしようとするものです。

2 改正の内容

- (1) 講習会に係る規定を追加しようとするものです。
- (2) 出張理容・出張美容を行う場合の届出に係る様式を変更しようとするものです。

3 施行予定日

平成30年4月1日